

みのおワーキングNEWS

2007年6月1日

NO. 39

発行：箕面市地域振興部商工観光課 〒562-0003 箕面市西小路4-6-1 TEL072-724-6727(直通) FAX072-721-9907

大阪府総合労働事務所からのお知らせ

近年、職場のハラスメントに関する労働相談が増加しています。そこで、ハラスメントのない良好な職場づくりを支援する観点から、下記のとおり相談会や講座を開催します。

あなたの職場にセクハラ、パワハラ、いじめはありませんか？
「職場のハラスメントを考えるウィーク」
～集中相談&基礎講座～

○**集中相談**：平成19年6月11日(月)～15日(金)

(面談&電話) 午前9時～午後7時

○**基礎講座**：平成19年6月15日(金)

(事前申込要) 午後6時10分～午後7時40分

対象：府内労使、府民の方など

内容：基本的な考え方や対応方法について、わかりやすく説明

定員：20名(先着順)

◆ 秘密厳守 無料 ◆

[問い合わせ・申し込み先] 大阪府総合労働事務所北大阪センター

電話：06-6872-3030 FAX：06-6872-3033

メール：sogorodo-g04@sbox.pref.osaka.lg.jp



目次

職場のハラスメント相談会等のお知らせ[大阪府総合労働事務所].....	表紙
～事業主の皆様へ～公正な採用選考のお願い[公共職業安定所].....	2～3ページ
職場におけるハラスメント相談窓口担当者対象セミナーのお知らせ[(財)21世紀職業事業団].....	4～5ページ
男女雇用機会均等セミナー開催のお知らせ[大阪労働局 雇用均等室].....	6ページ
平成19年度全国安全週間のお知らせ[淀川労働基準監督署].....	7～8ページ

～事業主の皆様へ～ 公正な採用選考のお願い

*** し ない さ せ ない 就 職 差 別 ***

「働くのは私！ 私自身を見てください」

公正な採用選考のために

池田公共職業安定所では、基本的人権の尊重・応募者の適性と能力に基づいた公正な採用選考並びに就職差別の撤廃に取り組んでいます。

公正な採用選考のための基本的な考え方とチェックポイント

■公正な採用選考の基本

- 雇用条件・採用基準に合った全ての人に応募できる原則を確立する。
- 応募者のもつ適性・能力が求人職種の職務を遂行できるかどうかだけを基準として採用選考を行う。

■採用方針・採用計画のチェックポイント

- 本人の適性・能力以外のこと(親の職業や家庭状況など)を採用の条件にしていないか。

■採用基準・採用方法のチェックポイント

- 職務遂行能力を条件とした公正な基準が出来ているか。
- 公正に評価する方法がとられているか。
- 応募者の基本的人権を尊重する体制がとられているか。
- 募集・応募書類は適正なものであるか。
(近畿高等学校統一応募用紙、JIS規格履歴書など)
- 画一的な健康診断を実施していないか。

■次のような事項について質問や作文を課すことは就職差別につながるおそれがあり、公正な採用選考とはいえません。

- 本人に責任のない事項 例えば・・・
 - ・本籍、出生地に関する事
 - ・家族に関する事
 - ・住宅状況に関する事
 - ・生活環境、家庭環境に関する事
- 本来自由であるべき事項 例えば・・・
 - ・宗教に関する事
 - ・支持政党に関する事
 - ・尊敬する人物に関する事
 - ・人生観、生活信条などに関する事
 - ・思想に関する事
 - ・労働組合、学生運動など社会運動に関する事
 - ・購読新聞、雑誌、愛読書に関する事

なお、平成20年3月新規学校卒業予定者を対象とする求人事業主の皆様には公正な採用選考をしていただくために求人説明会並びに企業啓発研修会を開催します。

◇ 開催日時・会場 ◇

平成19年6月8日(金) 午後2時～4時

池田市民文化会館 コンベンションルーム

池田市天神1-7-1(阪急石橋駅下車西出口より徒歩7～8分)

※会場には駐車場のスペースはありませんので、お車での来場はご遠慮ください

お問い合わせは 池田公共職業安定所(ハローワーク池田)
事業所サービス第2部門まで
TEL 072-751-2595

事業所の福利厚生制度は
箕面市勤労者互助会で！

箕面市勤労者互助会とは、楽しく安心して働ける職場づくりをめざして、共済給付事業や福利厚生事業を行っている互助団体です。

市内の中小企業の事業主と従業員及び箕面市が相互に協力し、会費と箕面市からの補助金で運営しています。

月々500円の会費でお見舞い金やお祝い金の給付、宿泊利用補助、レジャー施設等の割引補助、バスツアーやボウリング大会、人間ドックの利用補助など、従業員の福利厚生の充実が図れます。

詳細につきましては、下記までご連絡いただければ、パンフレットの送付や説明に伺います。

＝お問い合わせ・お申込み＝
箕面市勤労者互助会(箕面市役所商工観光課内)
TEL (072)723-2121 内線 3242

職場におけるハラスメント防止のために セクハラ防止担当者等対象セミナー

男女雇用機会均等法改正により、セクシュアルハラスメント防止保護の対象が女性労働者から全労働者に拡大し、防止体制の整備と被害が起こった場合の事後措置が義務化されました。

またパワーハラスメントについては、セクハラ事例とも密接に関連して、近年ますます大きな問題として取り上げられるようになってきています。

そこで今年度もセクハラ担当者セミナーを開催します。第1回では、セクハラ防止についての法改正の詳細説明と企業が講じるべき最新の防止対策を学びます。第2回では、ロールプレイを通じた実践形式で相談対応のテクニックを習得していただきます。人事労務担当者、相談窓口担当者の方はぜひご参加下さい。お申し込み・お問い合わせは(財)21世紀職業事業団大阪事務局まで。

【第1回】 説明・講演

改正法の説明とハラスメント防止対策の講演

日時 平成19年7月13日(金) 13:30~16:45

会場 プリムローズ大阪「鳳凰の間」(地下鉄谷町4丁目駅連絡通路すぐ)

大阪市中央区大手前 3-1-43 TEL.06-6941-1231

説明 「改正均等法～セクシュアルハラスメント防止についての留意点」

大阪労働局雇用均等室長 峯岸 とも子氏

講演 「セクハラとパワハラ 企業が取るべき最新防止対策」

講師：(株)クオレ・シー・キューブ代表取締役 岡田 康子氏

定員 100名

参加費 7,000円(賛助会員 5,600円)

【岡田康子氏プロフィール】

1990年にメンタルヘルスの研修と相談を行う(株)クオレ・シー・キューブを設立し代表取締役就任。パワーハラスメントという言葉を作り出し、公的機関や企業へ講演研修を数多くこなす一方で、職場のセクハラ・パワハラ防止対策プログラムの開発を行う。早稲田大学 MBA。

[第2回] 講義・実習

「セクシュアルハラスメント相談の対応技法」

講義及び実習指導：臨床心理士 内田 恵理子氏

日時 平成 19 年 8 月 31 日(金) 13:30～16:30

会場 阪急グランドビル 26 階会議室 1-2-3 号室

大阪市北区角田町 8-47 TEL 06-6315-8368

定員 先着 100 名

参加費 7,000 円 (賛助会員 5,600 円)

【内田恵理子氏プロフィール】

臨床心理士。筑波大学大学院修了後、米国Aエリス博士研究所にて論理療法上級トレーニングコースを修了。現在、企業人のカウンセリング業務に携わり、メンタルヘルス対策、セクハラ防止対策のためのコンサルティング、執筆活動など幅広い活動を展開中。

<セミナーの申込・お問い合わせ>

(財)21世紀職業財団大阪事務所

担当 平岩・辻村・大西

〒541-0054 大阪市中央区南本町 1-8-14 堺筋本町ビル3F

Tel : 06-6262-2151 Fax: 06-6262-2154

HP: <http://www.jiwe.or.jp>

e-mail: rebe2020@gold.ocn.ne.jp

仕事と家庭の両立を応援するサイト

フレーフレーネット

育児、介護等に係る各種サービスに関する情報をインターネットで提供しています。

<http://www.2020net.jp>

<フレーフレー・テレフォン携帯電話サイトURL>

*お使いの携帯電話の端末によっては正しく表示できない場合があります。

NTTドコモ・・・www.2020net.jp/l/ ● au・・・www.2020net.jp/au/ ● その他・・・www.2020net.jp/m/

*2020テレフォン事業は平成18年度末で終了しております。

(財)21世紀職業事業団

6月は男女雇用機会均等月間です。

男女雇用機会均等セミナー開催！

平成19年4月1日より改正男女雇用機会均等法が施行されました。今回の改正では、労働者が性別により差別されることなく、かつ、働く女性が母性を尊重されつつ、その能力を十分に発揮できる雇用環境を整備することを目的としています。

実質的な男女均等取り扱いを実現するためには、性別によらない雇用管理を行うことはもとより、女性労働者が十分にその能力が発揮することができるようにするための積極的な取り組み(ポジティブ・アクション)を推進することが不可欠です。そこで、厚生労働省では、職場における男女均等について労使を始め、社会一般の認識と理解を深める機会として、6月に「男女雇用機会均等月間」を実施します。本月間行事として、下記セミナーが開催されますので是非ご参加下さい。

男女雇用機会均等セミナー

日時： 平成19年6月19日(火) 13:30~16:00

場所： アピオ大阪 (大阪府中央区森ノ宮中央1-17-5)

内容： ○説明「改正均等法～施行後の留意点～」

大阪労働局雇用均等室長 峯岸とも子

○ポジティブ・アクション事例発表

定員： 200名

主催： 大阪府、(財)財団法人21世紀職業財団大阪事務所

後援： 大阪労働局

申込先： (財)21世紀職業財団大阪事務所

(tel 06-6262-2151)

改正男女雇用機会均等法についてのご質問、資料のお問い合わせ等ありましたら下記までご連絡ください。

☆☆お問い合わせ先☆☆

大阪労働局雇用均等室

TEL 06-6941-8940 FAX 06-6946-6465

〒540-8527 大阪府中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館8階

URL: <http://www.osaka-rodo.go.jp/joken/kinto/>

<平成19年度全国安全週間>

「組織で進めるリスクの低減 今一度確認しよう安全職場」

6月1日～30日 準備期間 ・ 7月1日～7日 本週間

労働災害による被災者数は、全国で、労災保険新規受給者数が年間約55万人に上っており、死亡者数についても平成18年は減少しているものの、今なお、1,472人に及ぶ尊い命が労働の場で失われています。また、休業4日以上死傷災害や、一度に3人以上の労働者が被災する重大災害が、平成18年においては前年に比べ増加する見込みです。

この背景として、最近の景気回復による業務の繁忙化等により、安全に関する人材の確保が困難となっていることや、未熟練労働者に対する安全教育が不十分となっていること、事業者の安全への意識が不十分であること等から事業場において安全管理が低調となっていることが考えられます。さらに今後、団塊の世代の労働者が大量に退職することにより、各事業場における安全に関するノウハウが十分に継承されないことが危惧されています。

このような中、職場の安全を確保し、労働災害の減少を図るためには、経営トップが率先して、職場における安全に対する意識や取組を再度確認し、危険性又は有害性等の調査(リスクアセスメント)やその結果に基づくリスク低減措置の実施をはじめ安全管理活動を充実・強化することが重要です。

この全国安全週間を契機として、それぞれの職場において、労働災害防止の重要性について認識をさらに深め、安全活動の着実な実行を図りましょう。

全国安全週間とは

全国安全週間は、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界における自主的な労働災害防止活動を推進するとともに、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的として、昭和3年から実施されており、本年度で第80回目を迎えます

※詳しくは淀川労働基準監督署にお尋ね下さい。
(大阪市淀川区西三国 4-1-12 電話 06-6350-3991)

[平成19年度全国安全週間実施要項(一部)]

事業場の実施事項

安全水準のより一層の向上を図るため、計画的、継続的な安全管理の定着を目指して、各事業場においては、次の事項を実施する。

(1) 本週間に実施する事項

- ア 経営トップは安全について所信を明らかにするとともに、自らが職場の安全パトロール等を行い、安全について従業員への呼びかけを行う。
- イ 今後の安全の進め方について考える職場の集い等を催し、関係者の意志の統一、安全意識の高揚等を図る。
- ウ 安全旗の掲揚、ポスター、標語等の掲示、安全関係資料の配布等を行う。
- エ 安全表彰を行う。
- オ 安全についての改善提案の募集及び発表を行う。
- カ 安全についての作文、写真、ポスター、標語等の募集及び発表を行う。
- キ 安全に関するビデオ、映画、スライド等の映写会、講演会等を開催する。
- ク 労働者の家族に対し、安全についての文書の送付、職場見学等を行い、家族の協力を求める。
- ケ 緊急時の措置について必要な訓練を行う。
- コ その他本週間にふさわしい行事を行う。

(2) 準備期間中に実施する事項

以下の事項について安全活動に係る総点検を行い、安全活動の定着と安全水準の向上を図ること。

- ア 安全管理体制の確立と安全管理活動の活性化
- イ 安全作業マニュアルの整備、定期的な見直し
- ウ 職業生活全般を通じた各段階における安全教育の実施
- エ 作業者の安全意識の高揚
- オ 爆発・火災災害防止対策の推進
- カ 交通労働災害防止活動の推進
- キ 高年齢労働者の安全対策の推進
- ク 派遣労働者の安全対策の推進
- ケ 労働時間等労働条件の適正化の推進
- コ 快適な職場環境の形成の推進
- サ 労使による自主的な安全活動の充実